

相続について 考える

セミナー

小川逸朗行政書士事務所
Ogawa・agent 相続・遺言アドバイザー
相続専門の行政書士 小川逸朗

札幌市西区発寒3条4丁目3番28号
携帯 090-3468-0355

講師自己紹介



名前

小川 逸朗
(おがわいつろう)
昭和30年7月25日 (68歳)

北海道夕張市出身
未年生まれ
獅子座

小川逸朗行政書士事務所
元警察官で・行政書士
相続・遺言アドバイザー 小川逸朗
経歴昭和55年北海道警察を拝命し平成24年
に退職して現在に至る

今は高校生と中学生の親として日々奮闘して
います
その他は、警察官という経験を生かして、DV、
イジメ、セクハラ、パワハラなどのこまりごともメ
インで行っています。
趣味は釣りでワカサギからサケマス・タコイカま
で釣りをしていました。

セ



資料サンプル

釣鐘の

絵

を書いて

下さい

資料サンプル

相続トラブル回避 言書はい作るのか

セミナー

相続それは、誰しも関係するもの
自分には関係ない？

いざというときには遅い？

あとで困らないために

相續を
先のことを自分事として考える。
それはもしもの備えにつながります

相續が発生するという事は、誰かが
亡くなってしまいう状況のため現実的
には考えたくないかもしれません

しかし、「知らなかった」で、更に望まない事態を招いては、後悔先に立たずです。

相続について考える

それは、大切な財産と自分や家族を守るための、愛情ある人生プランです。

トラブル原因

世の中の「争族」の原因のほとんどは金銭的な問題だけでなく

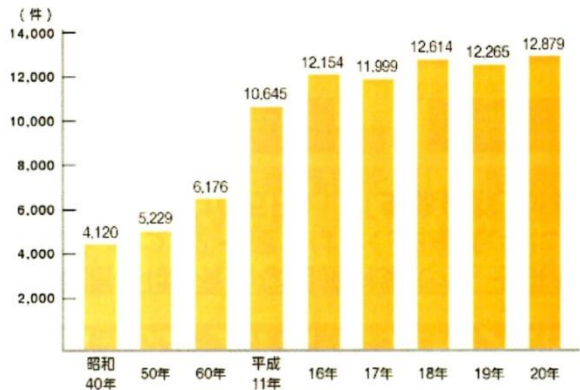
「心の問題」

が多くを占めています
相続を性善説でみているから

トラブル原因No.1は間違いなく不動産

相続全体の86.4%が不動産です

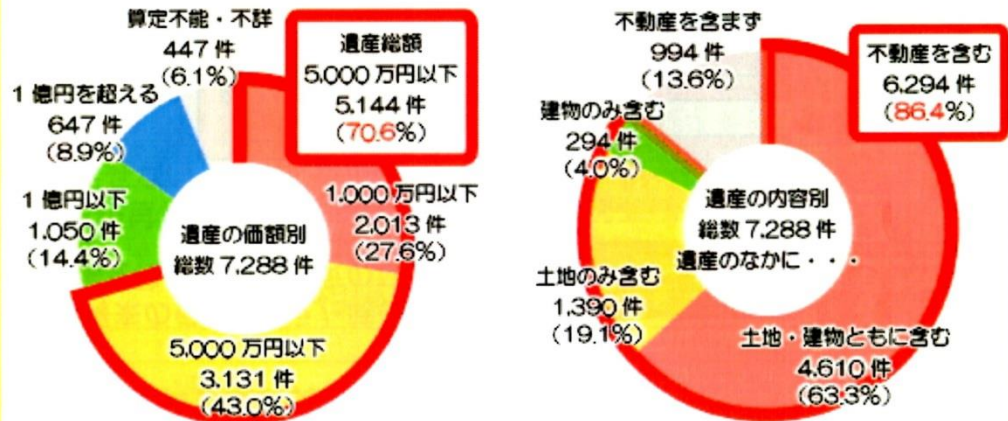
【遺産分割事件数の推移】



※件数は調停と審判の合計

【司法統計年報 家事事件編 平成20年】

【遺産分割事件のうちの認容・調停成立件数】



注：認容・調停成立（「分割をしない」を除く）の件数であり、遺産分割の事件数ではありませんので、総数は図3とは異なります（全国）。

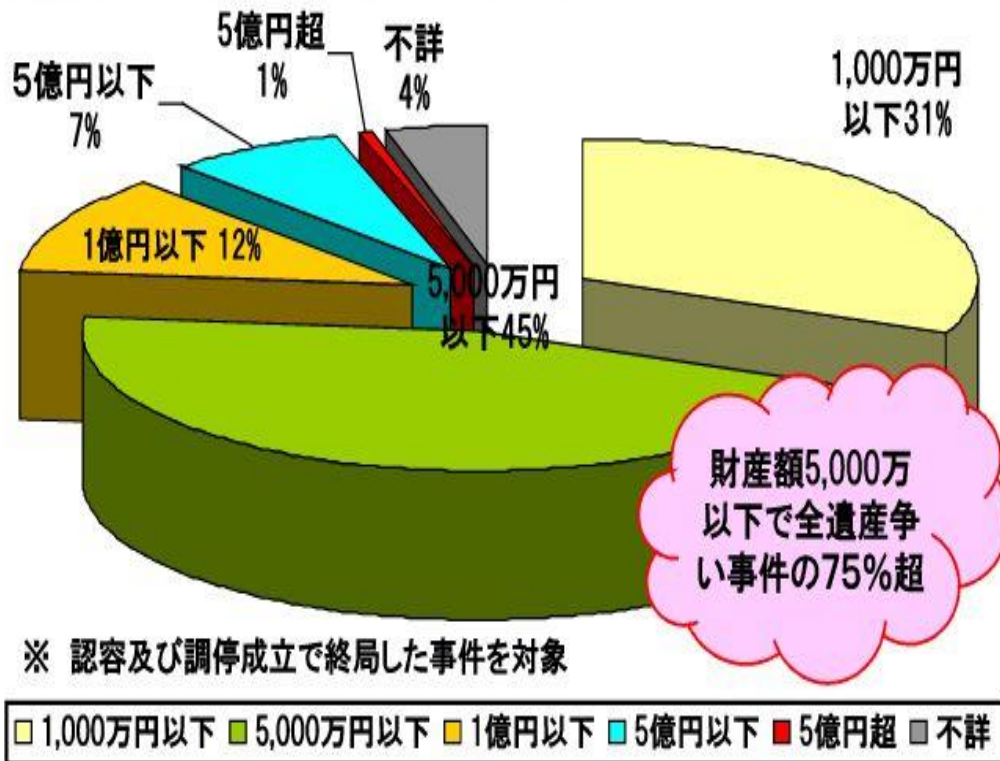
【最高裁判所 司法統計年報 家事事件編 平成18年】

最高裁判所司法統計年報を参照

財産1000万円以下で31%もめている

財産は少ないほどもめる！

【家庭裁判所 遺産の価額別 遺産分割 認容・調停成立件数】



家事相談件数の
約3件に1件は
相続トラブル
相続裁判の
75.8%は相続税
がかからない家
庭のトラブル

【出典 H23年度司法統計】

令和4年の65歳以上の人口は

- 日本の人口は
- 1億2617万人で、前年に比べ減少
(24万人)

- 65歳以上が3589万人以上実に4人に1人以上の28.4%となっている

- ✓ 自分を見つめて心の整理をすると
- ✓ 配偶者・子供の事を考えていますか
- ✓ いつまで健康ですか
- ✓ 85歳以上の4人に1人が認知症を発症
- ✓ 家族と相談していませんか自分の財産とは何でしょうか

いつまで健康ですか

・85歳以上の4人に1人が

認知症を発症

・認知症になったら
・現実には終末期の医療費の1/3と言われている。

もっと知ろう認知症

39



次の認知症のうち日本人学者が発見した病気はどれでしょう？

- ①アルツハイマー型認知症
- ②ピック病(前頭側頭型認知症)
- ③レビー小体型認知症



病名、研究者の名前から

認知症の病名の多くは、病気を研究した学者の名前が付けられています。アルツハイマー型認知症は1906年、ドイツ人精神科医のアロイス・アルツハイマーさんが発見、報告しました。アル

ツハイマーさんは「顕微鏡を背負った精神科医」と言われ、神経病理学に精通していました。アルツハイマー型認知症の人の脳組織に、ベータアミロイドが蓄積してできる「老人斑」を発見し、新

しい病気として医学界で認められました。65歳未満の若年世代に多い認知症の一つ、ピック病はチェコの精神科医、アールノルド・ピックさんが1892年に発見しました。いまは前頭側頭型認知症と言われています。ピックさんは顕微鏡での研究をしなかったため、あまり評価されませんでした。ピック病の顕微鏡での研究は、アルツハイマーさんが行いました。

幻視などの症状があるレビー小体型認知症は小阪壽司・横浜市立大名誉教授が1976年に報告しました。脳の神経細胞内部に見られる特殊なタンパク質「レビー小体」は

セニ

認知症の危険性

平成26年3月18日の
北海道新聞の記事から

- 民事で訴えられた
- 訴状が判断出来なかった
- 裁判に欠席した自動的に
- 敗訴が確定
- 裁判所がお墨付きを与えた
- その結果 自宅競売に

認知症 欠席裁判で敗訴

札幌の男性 自宅競売に

認知症の高齢男性が民事訴訟を起こされ、訴えられたことを認識しないまま「欠席裁判」で敗訴する判決が昨年暮れ、札幌地裁で言い渡された。訴えた不動産会社の請求通り、男性の自宅を競売にかける判決が確定した。男性は住む家を手う可能性もある。高齢化が進む中、認知症などで判断能力が不十分な高齢者らは少なくないとみられ、専門家は、民事訴訟の当事者の判断能力を確認したり、成年後見制度により自衛したりする必要性を指摘している。（報道センター 西依一憲）

12月25日、札幌地裁の法廷で、無人の被告席に、判決が告げられた。「別紙目録記載の建物の競売を命じらる。札幌市中央区にある刃住(87)の自宅を競売にか

け、共同で所有する原告の不動産会社と代金を分け合え、という内容だ。男性は認知症。数年前、中古車を購入したが、年金が銀行口座に振り込まれる

たびに引き出してしまったため、ローンが引き落とされた状態が続いた。このため自宅を差し押さえられ競売にかけられたが、親族が事情を説明していったんは

競売を免れた。訴えを起こした不動産会社は、競売情報を日常的にチェックしており、自宅を共同所有していた男性の元妻から約2割の所有権を購入。男性に対して残る約8

進む高齢

民事訴訟では、原則として、被告が第1回口頭弁論

もし身体の自由がきかなくなったら

認知症

「老いの一つの形」

家族が認知症と分かったら、周囲にどう伝えればいいのだろうか。「ドラえもん」の声で親しまれた声優の大山のぶ代さん(81)が認知症であると公表し

た、夫で俳優の砂川啓介さん(78)の話は、そんなことを考えさせた。横浜市立大病院の認知症専門医の鈴木ゆめ教授に認知症との向き合い方を聞いた。

声優・大山のぶ代さん公表 専門医に聞く

著書に「無理をしない認知症との付き合い方」(河出書房新社)がある鈴木教授は「高齢化が進み、認知症は今後ますます身近な病気になる。特別な病気ではなく、誰もが当事者となり得る『老いの一つの形』と考えしてほしい」と語る。

砂川さんは「彼女のイメージを壊したくない」と一人で介護を続けてきたという。同様に周囲に迷惑を掛けたくない「健康なころの印象を保ちたい」と家族の認知症を隠して抱え込む人は少なくない。

だが、鈴木教授は「それでは心身ともに行き詰まってしまふ。認知症は少しずつ進行するので、介護は10〜15年に及ぶこともある」と指摘。砂川さんの公表を「『認知症は隠す必要のない病気』という社会的メッセージにもなった」と評価する。

大山さんは2008年に脳梗

周囲の支え 気持ち楽に

塞を患い、約2年前「アルツハイマー型認知症」と診断されたという。脳梗塞の後遺症と認知症の症状が似ており「気付くのが遅かった」と砂川さんは悔やんだ。

鈴木教授は「現在、アルツハイマー病などの疾患には、進行を遅らせる対症療法はありますが、根治療法はない。気付くのが遅れても、治療が手遅れになるわけではない。家族が自分を責める必要はありません」と話す。一方で「脳梗塞の後遺症と認知症が重なると、診断が遅れる可能性はある」と注意を促す。

「家族が認知症になったら、現状を受け入れ、周りの人に頼ることが大切」という。認知症

・将来にむけて終活していますか

・認知症発症率は

・85歳以上の人の4人に1人と
言われています

・その時の財産の問題はいかがですか

認知機能が落ちる
病気・症状の分類

<p>(現在の医療で治せない認知症)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■アルツハイマー病 ■レビー小体型認知症 ■前頭側頭型認知症 ■血管性認知症(予防は可能)など 	<p>(治せる認知症)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■慢性硬膜下血腫 ■正常圧水頭症 ■病気に伴う認知機能の低下 ■薬物による認知機能の低下など
---	---

横浜市立大病院 鈴木ゆめ教授監修

● 家族と相談していますか

● 自分にもしものことが

あった場合に

● 自分自身はもちろん

● 家族が困らないように

準備していますか

● 現実を避けてはとおれないのです

自分の財産とは何でしょうか

• お金や不動産だけでしょうか

• 自分の生き方はどうですか

• 家族・友達・知人や

• 地域の繋がり(町内会活動)も

平成47年にはこうなる日本の人口

20年後の統計予想

平成26年4月12日の北海道新聞の記事から道内は全国でも5番目の超高齢社会に向かっていきます。

2022年で日本は82万人が減って毎年佐賀県山梨県が消滅しているのが現実

第3種郵便物認可

高齢世帯の41% 独居に

道内35年推計 全国5番目

北海道の高齢世帯のうち一人暮らしが占める割合が2035年に41.8%に達し、全国で5番目の高さになると予想されることが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が11日公表した「日本の世帯数の将来推計」で分かった。高齢者の孤立の深刻化に伴い、見回りや介護など社会的支援の拡充が求められそうだ。

推計によると、全国の世帯数は10年から35年までに

沖縄県を除く都道府県で減少。北海道は10年の241万8千世帯が210万3千世帯に減少する。世帯の類型では「1人暮らし」の比率が上昇し、25年にはすべての都道府県で「夫婦と子」「夫婦」などを上回って最

多となる。

世帯主が65歳以上の高齢世帯の割合は、35年に全世帯の40.8%に達する。都道府県別では、秋田県の52.1%を筆頭に、41道府県で40%を超える。北海道は43.3%で26位。高齢世帯に占める1人暮らしの割合は全国で37.7%に及ぶ。

東京都の44%をトップに大阪府43.8%、鹿児島県43.1%、高知県42.7%と続き、北海道が5番目。

人口問題研究所は「高齢者の1人暮らしの増加は、核家族化や未婚化に加え、1980年代以降に離婚率が上がったことが要因」と指摘。北海道が上位に入っ

私の周りは 超高齢社会

平成23年9月23日
北海道新聞の記事

今月半ば、札幌市内のある住宅で遺品整理が行われた。住んでいたのは70代の男性。5月に入院先の病院でじくなつた。家具、衣類、こまごまとした日用品―専門業者が引き出しの一つ一つまで確認し、遺族に渡す物、引き取る物などをより分けて、手際よく整理を進めていく。

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

わたしの周りは 超高齢社会

遺品整理



手際よく

遺品整理の現場。作業員が手際よく遺品を仕分けていく

核家族化で需要高まる

などで遺品整理に携われたいケースが多い。親戚付き合いも薄まり、かつてのよ

うな形見分けも少ない。周りとの交流もなく、孤独死のお年寄りもいる。

生前から自らの遺品整理を考えた人もいる。昨年7月に発足した遺品整理業者や司法書士らでつくるボラ

族に代わって遺品を片付ける遺品整理業の需要が増している。「家に物が多くてどうしようもない、何から手をつけたらいいのかわからない、という人が多い」

（札幌）にはそんな人たちから相談が寄せられる。「高齢者は家族らに迷惑をかけたくないとの思いが強い」と同会の池田智裕会長。余命宣告を受け、生きているうちに整理を進めた人や、あらかじめ見積もりを取って整理の費用を用意しておく人もいるという。

需要の高まりから、便利屋やリサイクル業者、軽運送業者などさまざまな業種が遺品整理に参入しており、現在は「全国で5千社は手がけているのでは」「道

- 核家族では
- あなたの遺品は
- 誰が整理するの
- **現実**は
- 迷惑は掛けたくないと言っても
- 身内の誰かがやらなければならない

遺言や尊厳死宣言に公正証書

自筆の証書ではなく公正証書で遺言を作る人が増えている。公文書なので強い証明力を持ち、原本が公証役場で保管されるので内容を書き換えられる心配もなく、相続などをめぐり「家族間で争って

ほしくない」という願いにかなうためだ。一方で高齢者などの間では、延命措置を拒み尊厳死を宣言する公正証書を作成するケースもある。

(上田貴子)

遺言や尊厳死宣言に公正証書

札幌市の70代男性は昨年、公正証書で遺言を作成した。がんの再発がきっかけだった。離婚歴があり、前妻との間にも子供がいる。男性は「自分の気持ち通りに財産を分け、も

め事が起きないようにしたかった。気持ちの整理ができ、安心してしました」と語る。

公正証書には手書きの自筆証書もあるが、札幌中公証役場の小川賢一公証人は「ほとんどの人が『全財産を〇〇に譲る』などと書き、不動産も含むかなど、あいまいさが残る」と問題点を指摘する。また、家庭裁判所で改ざんの有無などを調べる「検認」と呼ばれる手続きも必要になる。

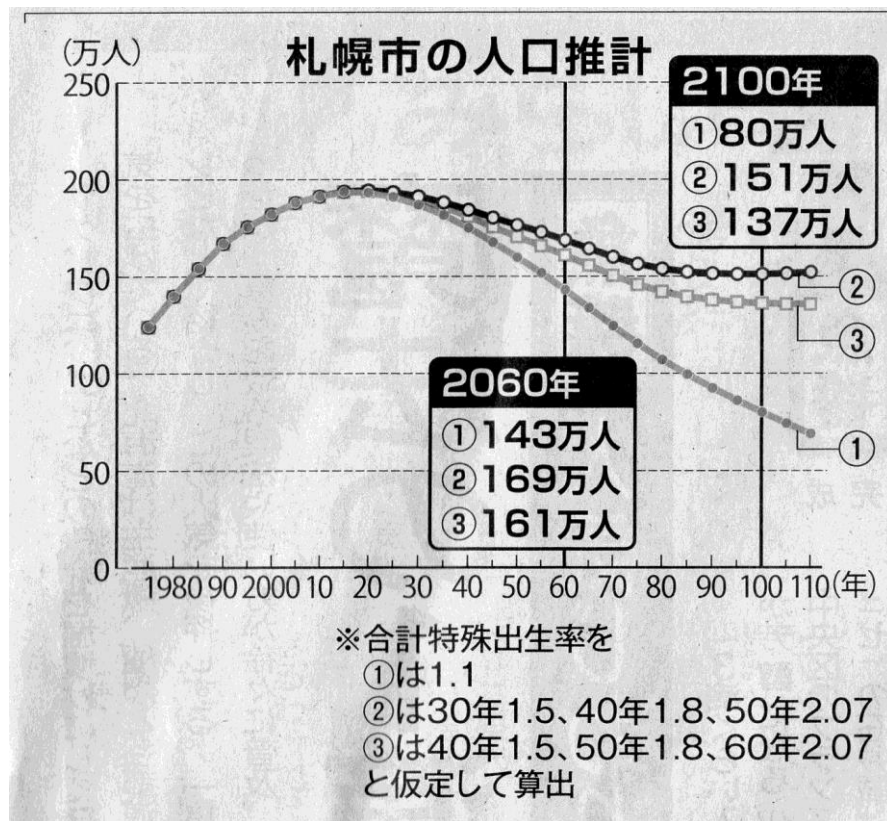


そうした心配が不要なのが「公正証書遺言」。日本公証人連合会(東京)のまとめでは、昨年の全国の作成件数は7万8700件と10年前の2割増。札幌大通公証役場によると、道内13カ所ある公証役場での昨年の作成件数も計2554件と過去5年で15%増えた。

公正証書遺言は、裁判官や検察官などの実務経験がある法律の専門家が、本人から財産

遺言 紛争防止へ権利明確に
尊厳死 延命拒否の意思を示す

ぴんぴんころりの実践



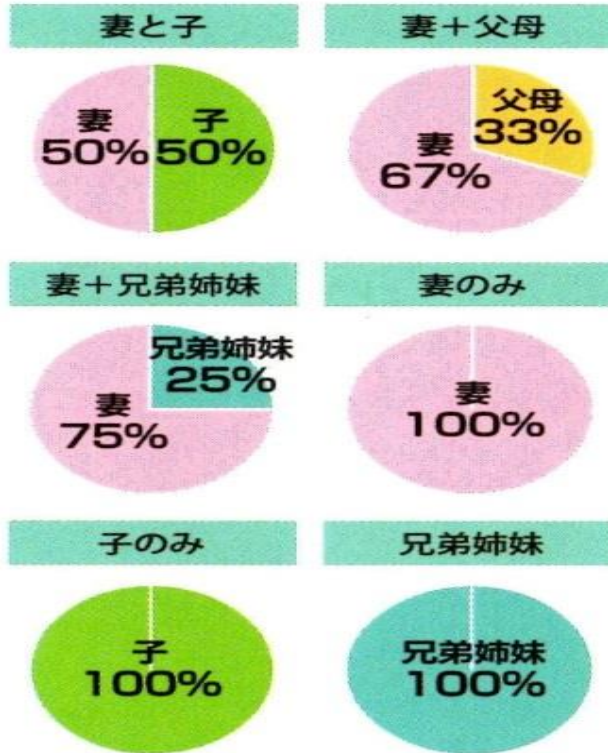
- 65歳でリタイアしてその後20年生活
- その時の生活費は準備出来ていますか
- 自分のゴールは何処は想像していますか
- その時周りに迷惑を掛けないために
- 準備していますか

2100年の札幌市の人口の推移表80万人までになる予想も

相続人関係説明図

【図】 法定相続人と法定相続割合

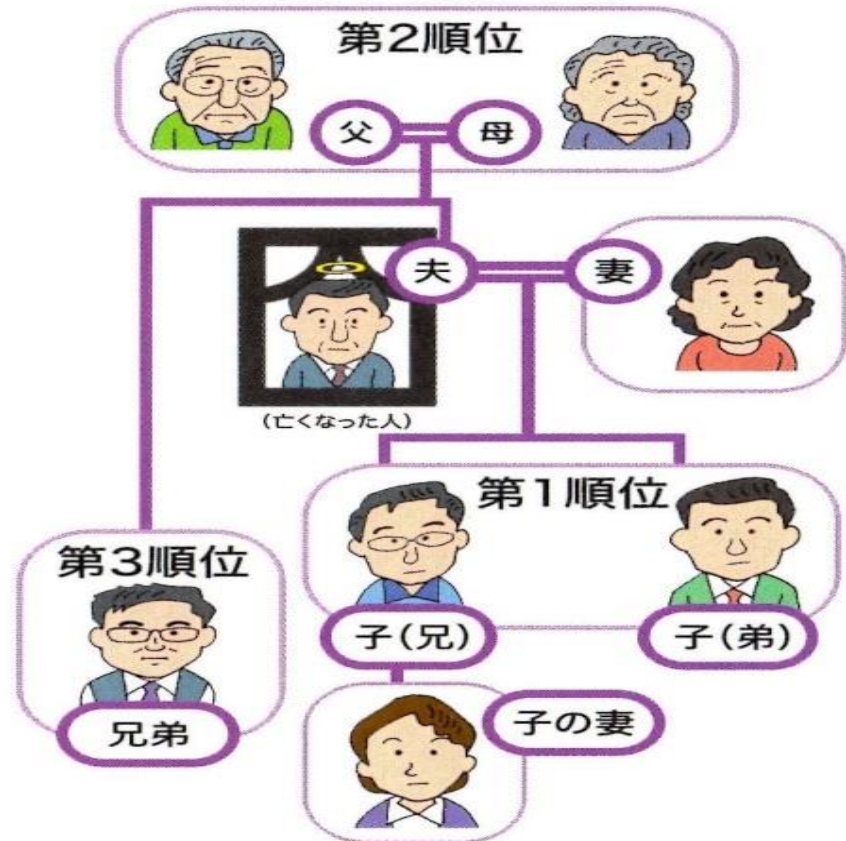
法定相続による分割割合



※代表的な分割ケースを示した

※子や父母、兄弟姉妹が複数いる場合は、
それぞれ的人数で均等に分ける

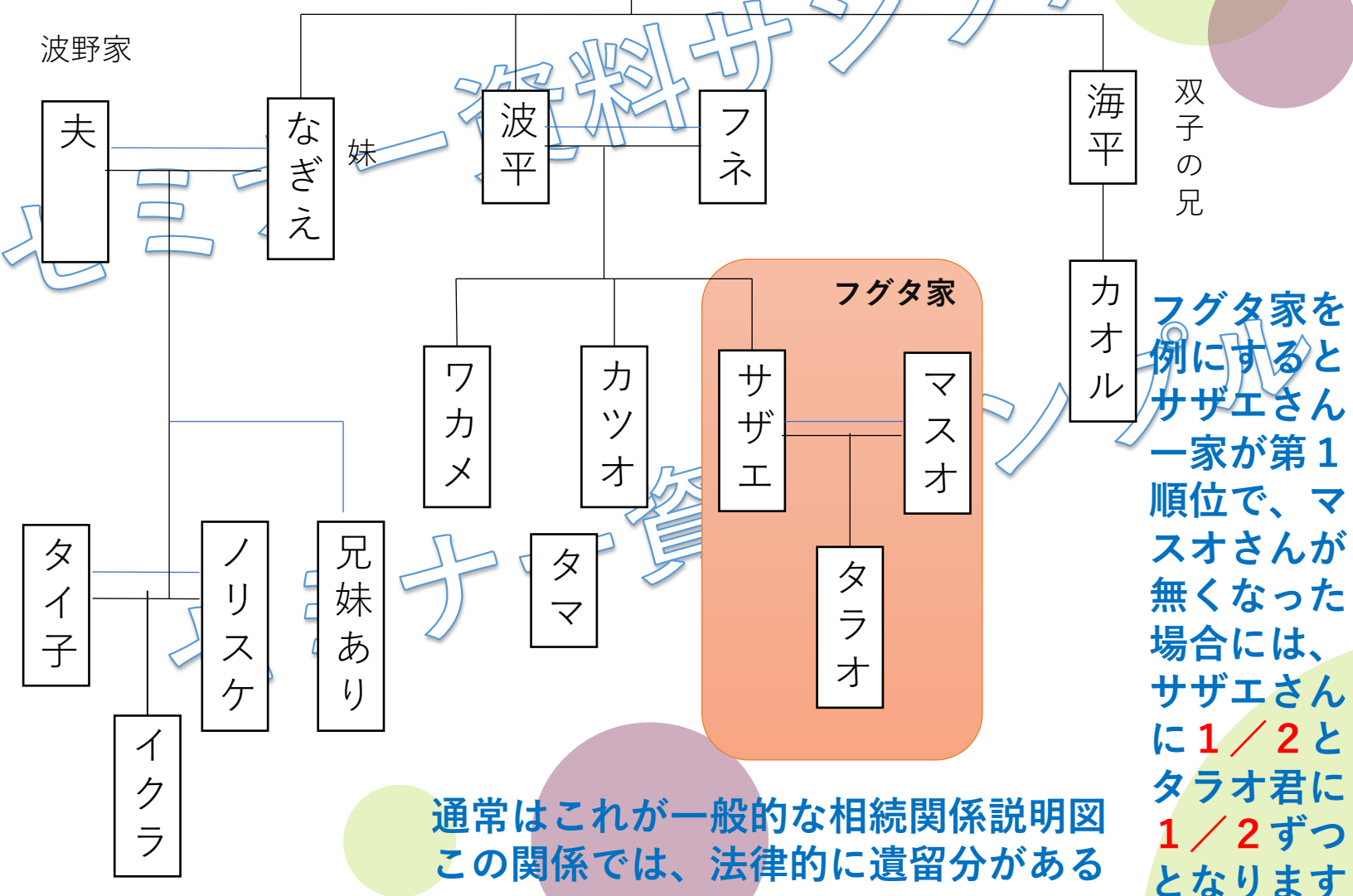
相続人の決まり方



- 配偶者は常に相続人となる
- 子がいる場合は第1順位の相続人となる。子が亡くなっている場合、孫が相続人(代襲相続人)となる
- 第1順位の相続人が誰もいない場合、父母(第2順位)が相続人となる
- 第2順位の相続人もいなければ、兄弟姉妹が相続人(第3順位)となる

磯の家

磯野藻屑源素太皆



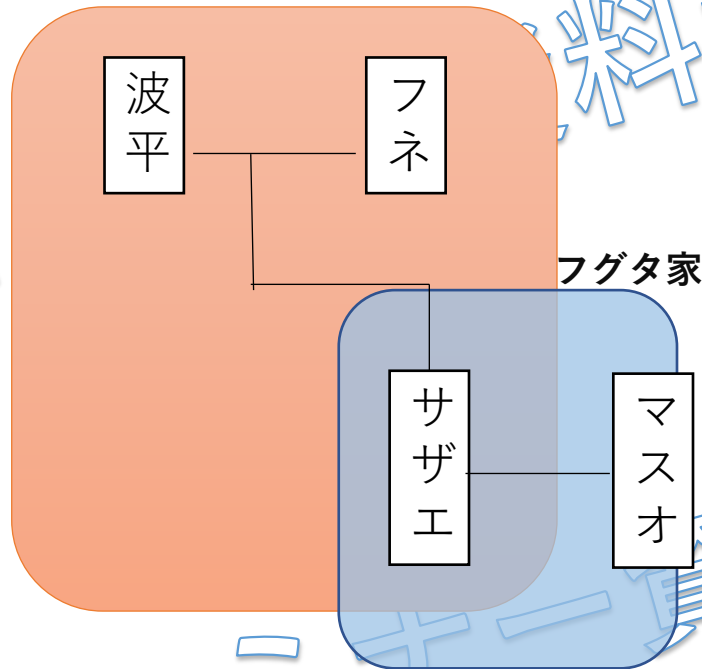
双子の兄

フグタ家を例にするとサザエさん一家が第1順位で、マスオさんが無くなった場合には、サザエさんに1/2とタラオ君に1/2ずつとなります

通常はこれが一般的な相続関係説明図
この関係では、法的に遺留分がある

磯の家

磯野藻屑源素太皆

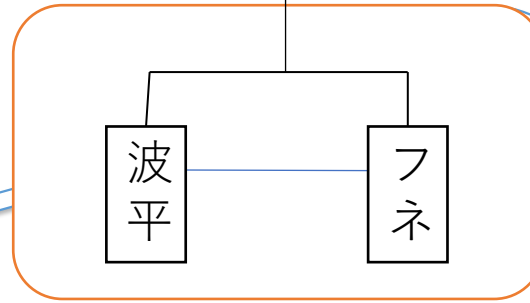


タラオ君が存在しな
と仮定すると、
サザエさんが先に亡
くなるとマスオさん
2 / 3 と、波平・フ
ネとの間に1 / 3 づ
つの相続権が発生す
ることになる
これが第二順位の法
定相続分

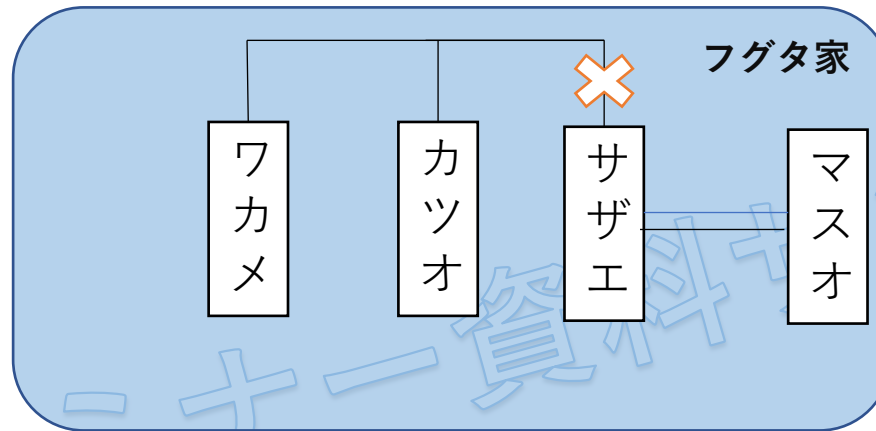
子供がいない夫婦世帯で多い相続関係説明図
この関係でも、法律的に**遺留分**があるので
基本的にもめるパターン

磯の家

磯野藻屑源素太皆



波平もフネも既に死亡しているとき



タラオ君がいない場合を仮定してもサザエさんが先に亡くなると、マスオ3/4と、カツオ、ワカメで合わせて1/4の相続権が発生する。これが第三順位

通常はこれが一番危ない相続関係説明図のパターンで法律的に遺留分がないのですが、遺言が無いと**遺留分**を主張されてトラブルになっている。

● 人間の尊厳は守られるのか ？

- 寿命が全うされる時とは
- 自然死が理想でも
- 病死・それ以外の変死になったら
- 誰にも迷惑を掛けたくないのは皆同じ
- でも、~~せ~~実際は自分の事は自分で出来ない なぜなら

● そもそも 死亡したらどうなるのか

- 病死・自然死以外で亡くなったら
- 突然に心筋梗塞・脳梗塞の場合は
- 直ぐに病死と確認出来ない場合は
- 又、事件事故に巻き込まれた場合

セミナーは どうなるの

● 変死の状況 元お巡りさんの経験

- 独居で死亡
- 家族と同居中でも
- 仕事の最中・通勤中の突然死
- 飲み会の席での急死
- 又は、病院に搬送後24時間以内は

原因不明の死亡は

変死として取り扱う

1 実際の取り扱いでは

- 刑事訴訟法 229 条で規定されている
- 警察の監察医が検視をする
- まずは、発見者が 110 番か 119 番に
電話するが、両機関は横の連携が出来ている

2 実際の取り扱いでは

- 救急隊が駆けつけて既に死亡していた場合
- 自宅でも医者が看取らない場合や
- 病院に搬送されても変死と判断された場合は

警察が検視をする

● 検視の実際はどうなっているのか

- 家族は立ち会えない
- 医者と警察・消防等の関係者だけ
- 検視調書作成で記録を残す・文書
- つまり、生まれた姿にして検視する
- 文章や写真を撮影するので
- その記録は1年以上保存される

皆さんは誰にも迷惑を掛けない
と言う自信はありますか

- 自分の事は自分で決める
- 何時決められるのか、

それは今でしょ

- 認知症になってからは
 - 認知症では遺言書は作れない
- なぜか

- 意思表示の確認が出来ないから

遺言は死ぬ前でいいは本当??

私は過去に入院中の方の遺言書を作ったと言われて病院に行きました

- 病室で本人に会いました
- 本人から公正証書遺言作成の確認
- 依頼の3日後に死亡して
- 結局は間に合わなかった

これが現実

● 2 遺言は死ぬ前でいいは本当??

- 町内の男性から電話で親父が急に入院したと相談
- 入院の状況は・ICUに入っている
- これは意識が無い状態であり
- 危急時の遺言も作れない

これが現実

3遺言は死ぬ前でいいは本当??

ことしの5月末に男性から遺言書を作って欲しいと電話があり、あつてから2週間後に原文が出来たので確認してもらいたいと電話。

家族が出て、4日前に脳梗塞で入院して家族も会えない状態と・・・

これが現実

1 公正証書遺言の作成条件

- 意思が確認出来ることが必要
- 枕詞は遺言に出来るのかこれは
- 遺言者において特定の意思を
- 口授出来る事が必要でその口授とは

2 公正証書遺言の作成条件

- 全く言葉を発する事が出来ない場合
- 口授があったとは言えない
- いわゆる、アイコンタクトでは駄目
- 身振り手振りでも作れない

エンディングノート

(遺言とは違う)

- いざというときに
 - 家族に伝えたい
 - メッセージを残すもの
 - 判断力・意思疎通能力の喪失
 - 病気になったときに
 - 希望する内容を書く
- 病気になったときの延命措置を望む望まない
 - 自身に介護が必要になった際に希望すること
 - 財産・貴重品に関する情報
 - 葬儀に対する希望
 - 相続に対する考え方
 - プロフィール・自分史
 - 家系図

相続 これからが本題

- 相続は避けてとおれない
- 「争族」になる原因はほとんどが

「心の問題」

- 金額の問題ではなく税金の問題でもない 何が原因かは
- 子供の頃から仲が悪かったとか
- 離婚している前妻に子供がいる(私も同じ)
- 財産は不動産のみで現金がない
- 子供がいなご夫婦(これが一番危ない)

不動産トラブル事例

兄弟姉妹でバトル勃発

- 幼いときから兄弟仲が悪かった
- 更に配偶者も口を挟みだした
- 相続発生、手続きが

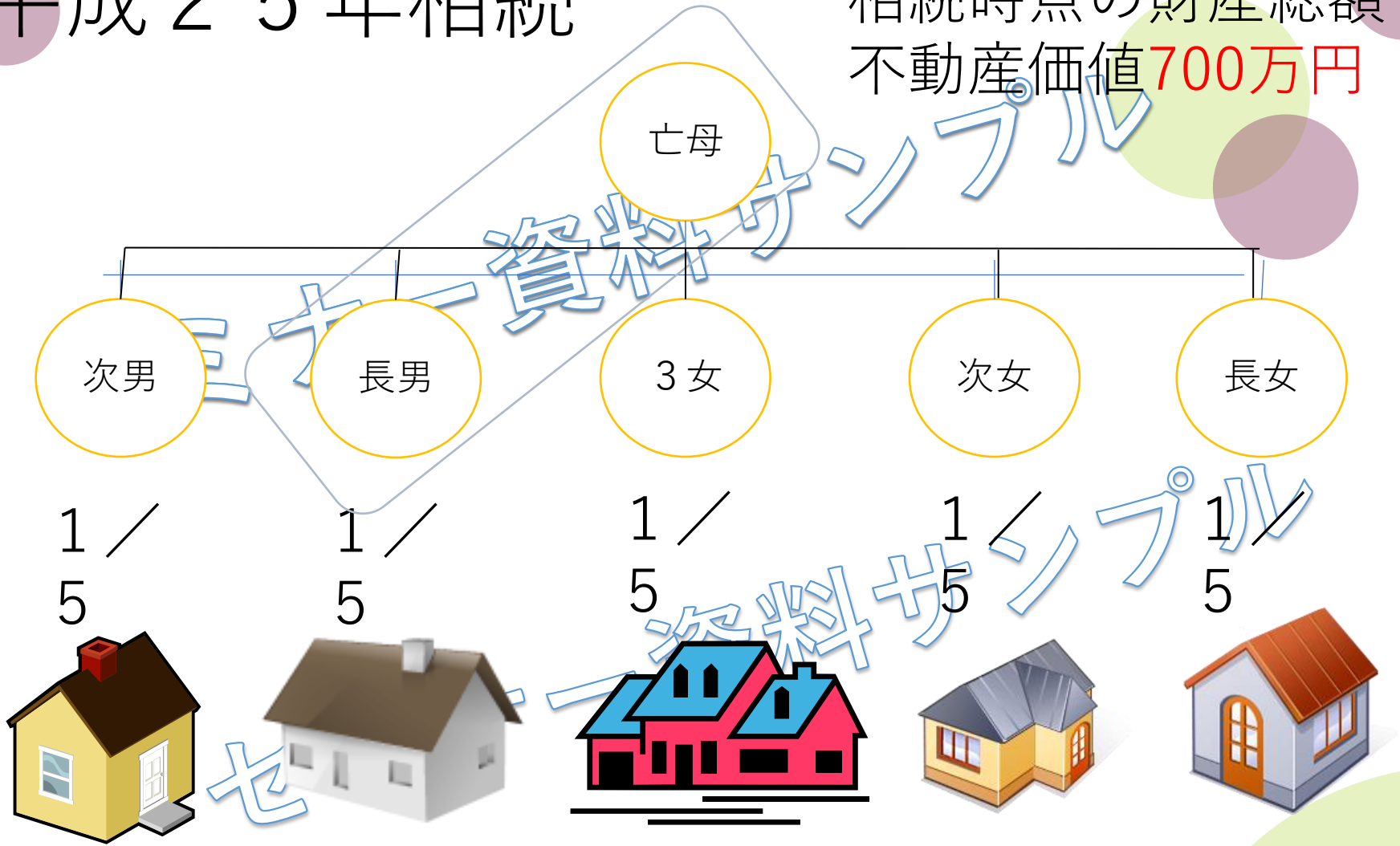
困難・長期化している。

- 親族間での調停が増えている

2019年 一年でも7224件発生している

平成25年相続

相続時点の財産総額
不動産価値700万円



長男夫婦が母親と同居して、介護の面倒を一切見てきた

公正証書でつくる遺言とは

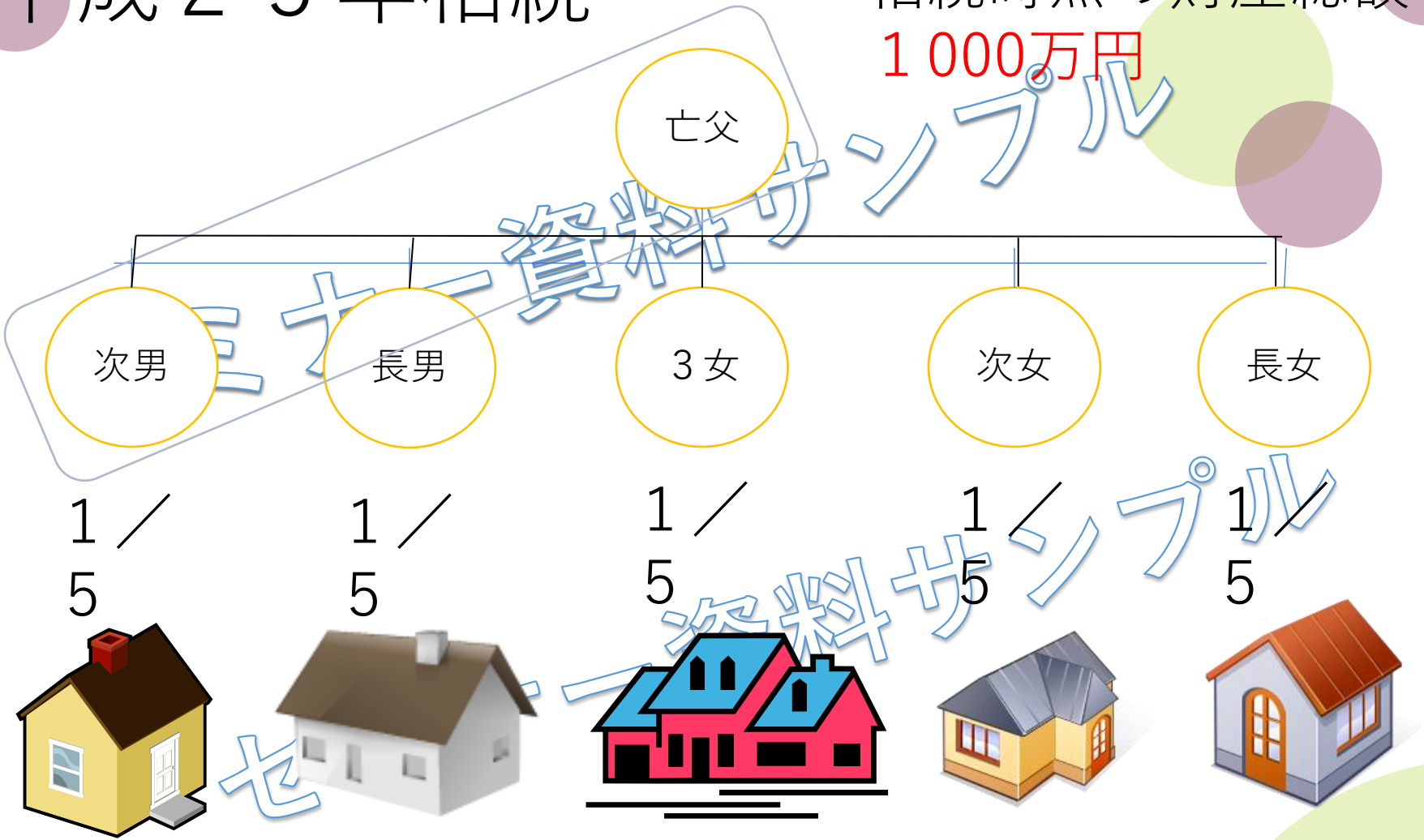
- 要件の不安がなく、確実な遺言を行うことが出来る
- 第三者によって変造偽造される危険性がない
- 字が書けない人も利用できる
- 遺言書の「検認」手続きが不要

でも最近欠点だらけの 公正証書遺言が出てきた

- 公正証書は公証人役場で作るが完璧なのか
- 公正証書でも完璧な物が出来ないのは
- 一般人が公証人役場に出向いて遺言を作成しても、**遺言作成者が要求しない内容は遺言に残らない**
- つまり、**一般の方が公証人役場で作っても、遺留分や補充的遺言が無い遺言書はトラブルの原因**

平成25年相続

相続時点の財産総額
1,000万円



次男が父親と同居して
た

不備な 公正証書遺言とは

- 公正証書で遺言を作れば完璧だと常識では思われていますが、最近の事例では
- 10年前の遺言が出てきて、その当時では一緒に暮らしている次男に全財産（1,000万円）を相続するという内容
- でも、相続前に2,000万円の不動産を贈与していた。このことが発覚したのでその事を知った残りの4人の相続人は、どうしますか

つ ま り

- 自分の思いだけで遺言書を残しても遺留分などを無視した内容では。残された方々がトラブルに発展する
- 公正証書を作る際も、不動産の評価基準や預貯金等の総額を表して、誰に相続するのかを決め、遺言の内容を精査する必要があります。
- その際に我々の相続専門の行政書士が税理士、等と連携して、皆様のお手伝いをします

相続トラブル多発パターン①

子供のいないご夫婦

兄弟姉妹に相続権を主張される

法定相続で認められているので相続権の主張を防ぐには遺言書しかありません

相続トラブル多発パターン②

預貯金が下ろせない
金融機関は**死亡事実を知った時に**
口座を凍結

対策は、「**一時払保険の活用**」
保険は、**相続財産に含まれず受取**
人のものですぐに**現金化**できる

● 相続トラブル多発パターン③

- 危険が潜む不動産
- 面倒を見た子供とみない子供の割合は
- 共同名義の不動産の名義変更が出来ない

法定相続での問題点

- **相続人全員の同意が必要**

遠距離だと集まるだけで時間がかかる

- **自由な遺産分割が不可能**

- **「争族」になるおそれがあり**

- **遺産分割手続きに時間がかかる**

法定トラブルを防ぐには

- 遺言が有効に機能する
- 遺言の種類は
- 自筆証書遺言
- 公正証書遺言
- 秘密証書遺言

遺言によりできること

•遺贈

- 誰にでも財産を承継させることができる

•相続分の指定

- 法定相続分に優先する相続分を指定出来る

•子の認知

- 認知された子は相続人となる

•遺言執行者の指定

- 信頼できる人に遺言内容の実行を託すことができます

● 遺言の4大効果

● 自由な遺産分割が可能

● 遺産譲渡が可能

他人にも遺産贈与が出来る

● 相続争いの回避

● 遺産分割手続きの迅速化

公正証書遺言のメリット

- 公証役場で保管してもらえる

50年間保存されるので心配が無い

- 法律的な不備の心配が無い

公証役場が作成するから

- 検認がいらない

公証人が署名捺印するから

自筆証書遺言の落とし穴

- デメリットは
- パソコンなどで作成できない
- 要件を満たさない遺言は**無効**になる
- 第三者によって**変造・偽造**される可能性がある
- 遺言の**紛失**が多い
- 遺言書の「**検認**」手続きが必要(**相続人全員がそろって家裁に申し立て**)

時間とコストはかかるが
安全性抜群「公正証書遺言」

- 要件の不安がなく、確実な遺言を行ふことができる
- 第三者によって変造偽造される危険性がない
- 字が書けない人も利用できる
- 遺言書の「検認」手続きが不要

つまり自分の思いで遺言を作成しても良いものが作れない

- 特に自筆証書遺言は、後日検認が必要になるので、検認の届け出前に現在生存している人々の戸籍を収集しなければなりません。
- 一般の人が離ればなれになっている兄弟姉妹の場合は、その全ての戸籍を集めることが非常に手間と時間がかかる作業です。
- 過去の取扱で6ヶ月以上かかっているものもあります。